

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
9	児童手当関連事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

板野町は、児童手当関連事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

板野町長

公表日

令和1年6月21日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童手当関連事務
②事務の概要	<p>本事務は、児童手当法に基づき、児童を養育している方に手当を支給することにより家庭における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健全な育成及び資質の向上に資することを目的とし、15歳到達後の最初の3月31日までの間にある児童及び生徒を養育している者に当該手当を支給するための事務である。事務の流れは、認定請求の受理、認定若しくは却下、毎年度の現況届である。</p> <p>番号法においては、別表第一項番56に基づき、児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務で個人番号を用いることとなる。</p> <p>申請・届出等は窓口および電子申請届出システムで受領する。</p>
③システムの名称	児童手当システム、中間サーバ、番号連携サーバ(団体内統合宛名システム)、電子申請届出システム
2. 特定個人情報ファイル名	
受給者台帳情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 第56項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第7項 別表第二項番26、30、74、75、87
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	住民課
②所属長の役職名	住民課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒779-0192 徳島県板野郡板野町吹田字町南22番地2 板野町役場総務課
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒779-0192 徳島県板野郡板野町吹田字町南22番地2 板野町役場総務課

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [<input type="radio"/>]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [<input type="checkbox"/>]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [<input type="checkbox"/>]接続しない(入手) [<input type="checkbox"/>]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [<input type="checkbox"/>] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年9月1日	公表日	平成27年6月9日	平成28年11月1日	事後	
平成28年9月1日	Ⅱしきい値判断項目1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年5月1日	平成28年11月1日	事後	
平成28年9月1日	Ⅱしきい値判断項目2. 取扱人数 いつ時点の計数か	平成27年5月1日	平成28年11月1日	事後	
平成29年4月1日	②所属長	住民課長 水口 直美	住民課長 應地 辰夫	事後	
平成29年7月1日	公表日	平成28年11月1日	平成29年7月1日	事後	
平成29年7月1日	②事務の概要	<p>本事務は、児童手当法に基づき、児童を養育している方に手当を支給することにより家庭における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健全な育成及び資質の向上に資することを目的とし、15歳到達後の最初の3月31日までの間にある児童及び生徒を養育している者に当該手当を支給するするための事務である。事務の流れは、認定請求の受理、認定若しくは却下、毎年度の現況届である。</p> <p>番号法においては、別表第一項番56に基づき、児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務で個人番号を用いることとなる。</p>	<p>本事務は、児童手当法に基づき、児童を養育している方に手当を支給することにより家庭における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健全な育成及び資質の向上に資することを目的とし、15歳到達後の最初の3月31日までの間にある児童及び生徒を養育している者に当該手当を支給するするための事務である。事務の流れは、認定請求の受理、認定若しくは却下、毎年度の現況届である。</p> <p>番号法においては、別表第一項番56に基づき、児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務で個人番号を用いることとなる。</p> <p>申請・届出等は窓口および電子申請届出システムで受領する。</p>	事前	
平成29年7月1日	③システムの名称	児童手当システム、中間サーバ、番号連携サーバ(団体内統合宛名システム)	児童手当システム、中間サーバ、番号連携サーバ(団体内統合宛名システム)、電子申請届出システム	事前	
平成29年7月1日	②法令上の根拠	番号法第19条第7項 別表第二項番74、75	番号法第19条第7項 別表第二項番26、30、74、75、87	事前	
平成29年7月1日	Ⅱしきい値判断項目1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成28年11月1日	平成29年7月1日	事後	
平成29年7月1日	Ⅱしきい値判断項目2. 取扱人数 いつ時点の計数か	平成28年11月1日	平成29年7月1日	事後	
平成30年4月1日	②所属長	住民課長 水口 直美	住民課長 應地 辰夫	事後	
平成30年6月18日	公表日	平成29年7月1日	平成30年6月18日	事後	
平成30年6月18日	Ⅱしきい値判断項目1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成29年7月1日	平成30年6月18日	事後	
平成30年6月18日	Ⅱしきい値判断項目2. 取扱人数 いつ時点の計数か	平成29年7月1日	平成30年6月18日	事後	
平成30年6月18日	Ⅱしきい値判断項目1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成29年7月1日	平成30年6月18日	事後	
平成30年6月18日	Ⅱしきい値判断項目2. 取扱人数 いつ時点の計数か	平成29年7月1日	平成30年6月18日	事後	
令和1年6月21日	Ⅱしきい値判断項目1. いつ時点の計数か	平成30年6月18日	平成31年4月1日	事後	
令和1年6月21日	Ⅱしきい値判断項目2. いつ時点の計数か	平成30年6月18日	平成31年4月1日	事後	
令和1年6月21日	Ⅳ リスク対策	(なし)	(項目を追加)	事後	様式の変更によるもの